

環境保全型農業直接支払交付金 北海道 中間年評価報告書

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

北海道では、令和3年（2021年）3月に策定した「第6期北海道農業・農村振興推進計画」の「めざす姿」の実現に向けた施策の推進方針と展開方向において、「持続可能で生産性が高い農業・農村の確立」のため環境保全型農業を推進することとしている。具体的には、「北海道クリーン農業推進計画（第7期）」（令和2年3月策定）に基づき、クリーン農業に対する農業者や流通・販売事業者、消費者に対する理解を促進するとともに、地域の条件に即し安定したクリーン農産物の生産に向けた農業技術の普及並びに YES!clean 農産物の生産拡大を推進することとしている。また、令和4年3月に策定した「北海道有機農業推進計画（第4期）」では、有機農業の取組拡大や技術開発・普及、有機農産物等の販路確保や理解醸成を推進するとともに、令和12年度までに道内の有機農業面積を、現状の4,817haから11,000haとするなどの数値目標を掲げたところである。

また、2020年3月、北海道知事が宣言した「ゼロカーボン北海道」（2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす）を受け、2021年3月に策定された「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」では、「農地土壌炭素吸収源対策」として、農地及び草地土壌における炭素貯留にも貢献するため、「北海道クリーン農業推進計画」や「北海道有機農業推進計画」に基づき、堆肥や緑肥などの有機物の施用による土づくりを基本とするクリーン農業・有機農業などの環境保全型農業への理解促進とさらなる取組の拡大を推進することとしている。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		(参考) R1実績	R2実績	R3実績	
実施市町村数		88	84	83	
実施件数		126	120	120	
交付額計（千円）		1,224,139	1,126,518	1,151,000	
実施面積計（ha）		18,180	18,909	19,472	
取組別実績	有機農業	実施件数	75	68	69
		実施面積（ha）	1,920	1,882	1,873
		交付額（千円）	128,880	191,605	199,870
	堆肥の施用	実施件数	54	53	55
		実施面積（ha）	4,173	4,469	5,354
		交付額（千円）	183,624	196,646	235,555
	カバークロープ	実施件数	76	74	64
		実施面積（ha）	7,646	7,652	6,719
		交付額（千円）	611,697	459,141	403,128

リビングマルチ	実施件数	20	21	29
	実施面積 (ha)	1,699	2,113	2,780
	交付額 (千円)	135,744	114,066	149,742
草生栽培	実施件数	2	1	2
	実施面積 (ha)	13	5	7
	交付額 (千円)	647	246	370
不耕起播種	実施件数		1	
	実施面積 (ha)		2	
	交付額 (千円)		54	
長期中干し	実施件数			
	実施面積 (ha)			
	交付額 (千円)			
秋耕	実施件数		3	6
	実施面積 (ha)		43	36
	交付額 (千円)		340	292
地域特認取組 冬期湛水（有機質肥料未施用・畦補強実施）	実施件数	1	1	1
	実施面積 (ha)	5	5	5
	交付額 (千円)	263	263	263
地域特認取組 冬期湛水（有機質肥料未施用・畦補強未実施）	実施件数	2	1	1
	実施面積 (ha)	6	6	6
	交付額 (千円)	254	242	236
フェロモントラップと耕種 的防除を組み合わせた害虫 防除技術	実施件数	32	34	35
	実施面積 (ha)	2,717	2,732	2,692
	交付額 (千円)	163,032	163,915	161,545

2 推進活動の実施件数

推進活動		(参考) R1実績	R2実績	R3実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	26	48	49
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	0	3	0
	先駆的農業者等による技術指導	5	5	3
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	1	3	4
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組		0	0
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	10	12	11
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	22	21	20
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資	0	0	0

する農業生産活動の実施			
中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	29	32	41
農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用		11	8
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	4	9	7

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
		なし	

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

冬期湛水管理	取組の概要	冬期の水田に水を張ることで鳥類その他の生物の生息場所を確保し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	北海道全域
	対象作物	水稻
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	8,000円(有機質肥料施用・畦補強実施) 7,000円(有機質肥料施用・畦補強未実施) 5,000円(有機質肥料未施用・畦補強実施) 4,000円(有機質肥料未施用・畦補強未実施)
フェロモントラップと耕種的防除を組み合わせた害虫防除技術	取組の概要	フェロモントラップと耕種的防除を組み合わせた病虫害の防除技術を講じることで、化学農薬の使用量を低減し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	北海道全域
	対象作物	水稻
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	6,000円

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
		なし

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容

	なし

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、不耕起播種・長期中干し及び秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「地球温暖化防止効果が高い」と評価されている。

これらの取組の面積は令和元年度の15,451haから令和3年度には16,769haに増加しており、地球温暖化防止に資する取組の面積が拡大している。

なお、新しい科学的知見等を踏まえた各取組の温室効果ガス削減効果を算定するため、令和4年度に農業者の営農実態を調査して国に報告しており、全国の調査結果を踏まえた温室効果ガス削減効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業及び冬期湛水管理、フェロモントラップと耕種的防除を組み合わせた害虫防除技術の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「生物多様性保全効果が高い」と評価されているが、これらの取組の面積は令和元年度の4,648haから令和3年度には4,577haと、若干減少している。

なお、面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、令和3年度に本道の大豆栽培畑において生物多様性保全効果の現地調査を実施し、以下の結果が得られた。

＜北海道における生物多様性保全効果現地調査結果概要＞

- 十勝、上川の有機ほ場におけるスコア評価は、いずれも「生物多様性が（やや）低い。取組改善が必要」
- ただし、慣行ほ場と有機ほ場における総捕獲個体数平均を比較した場合、全ての指標生物において有機ほ場の捕獲数が多く、有機農業の取組による生物多様性効果は確認できるものと判断
- スコア評価基準は、東北地方の大豆ほ場における調査結果を基に設定されており、指標生物の選定や基準数を本道に最適化する必要

なお、この本道の調査を含めた全国の調査結果を踏まえ、生物多様性保全効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

3 その他の効果

環境保全型農業の取組に対する直接支払制度が創設されたことにより、農業者や消費者に環境保全型農業への関心の高まりが見られ、有機 JAS 認証取得のインセンティブとなったといった声が聞かれた。

IV 事業の評価及び今後の方針

1. 事業の評価

道内の環境保全型農業直接支払の取組面積は、令和元年度と比較して 1,292ha (7.1%) 増加しており、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動が道内で着実に推進されている。第 2 期における取組面積の増加の主な要因は、堆肥とリビングマルチの取組面積が増加したことと、新しく全国共通取組に追加された秋耕の取組が拡大したことが挙げられる。一方、環境保全型農業直接支払に取り組む市町村数、取組件数は減少していることから、環境保全型農業に取り組む農業者間の不公平の解消に取り組む必要がある。

また、全体の面積が拡大傾向にある一方で、生物多様性保全効果のある取組の面積は減少しているが、これは、本制度の対象取組のうち生物多様性保全効果のある取組の多くが、水田に係るものであることも要因と考えられ、畑作が主体の本道において環境保全型農業を推進し、慣行栽培農家にも広げていくためには、害虫の物理的防除技術や、抵抗性品種と少量の農薬を合理的に用いたクリーン農業技術など、本道の畑作に関する生物多様性保全効果の高い取組メニューの充実を検討すべきである。併せて、機械除草による省力化や薬剤削減のための病害虫予察技術、抵抗性品種のさらなる開発など、様々な新技術の開発・普及が重要であり、それらのメニュー化に伴う予算の充実が必要である。

2. 今後の方針

北海道クリーン農業推進計画（第 7 期）では、①有機農業への転換、②慣行栽培農業者・新規就農者の環境保全型農業への試行支援、③クリーン農業技術（化学肥料・化学合成農薬低減技術）の普及が課題となっていることから、計画で掲げた目標達成に向け、平成 12 年度（2000 年度）に創設した YES!clean 表示制度の着実な運用や国際水準 GAP の導入などにより、北海道が全国に先駆けて提唱したクリーン農業（環境保全型農業）を今後とも推進していくこととしている。また、北海道有機農業推進計画（第 4 期）では、環境保全型農業の先導的な役割を果たす有機農業の推進にあたっては、地域での有機農業への転換促進や、有機農業技術の開発・普及を進めるほか、様々な販売チャンネルにアプローチする有機農産物の販路拡大や、体験イベントや給食での有機農産物の利用を通じた消費者への理解醸成を進めることとしている。

環境保全型農業の重要性は世界的に高まっており、こうした状況も踏まえながら、本道農業の持続的な発展に資する環境保全型農業を、本制度の適切な運用とともに推進していく。